

# 平成21年12月15日より取扱開始！

## 条件変更対応保証制度について

中小企業金融円滑法「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時処置に対する法律（平成21年法律第96号）」により金融機関は中小企業者等、借り手の申込みに対し、できる限り条件変更等を行うように努めることとなりました。借入条件の見直しを行う際、本制度で借換を行い、一時的に信用保証協会の保証を付けることで、返済条件の緩和を促進し中小企業の資金繰り円滑化をお手伝いします。

### 〇 制度概要

制度名	条件変更対応保証（略称：条変対応）		
対象者	申込時点において公的金融（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会）を利用されていない中小企業者。（実質的にこれと同様であると見なせる場合※1）		
保証限度額	2億8,000万円（組合の場合は4億8,000万円）。 但し、借換対象となる借入の元本残高を限度とします。		
資金用途	借換対象資金（事業資金）の決済資金。追加の運転資金を含めることはできません。		
保証期間	最長3年（期間延長を含む）	貸付利率	金融機関所定の利率
保証形式	個別保証（部分保証）	保証割合	40%
保証料率	借入金額に対し0.88%（保証金額に対し2.2%）		
返済方法	一括返済または分割返済	貸付形式	証書貸付、手形貸付
担保・保証人	借換対象借入に係る担保・保証人と同一の条件になります。		
申込書類	通常の申込みに必要な書類のほか、以下の申込書類が必要となります。※2 ①条件変更対応保証を利用されるお客様へ（保証債務の消滅に関する同意書） ②借換依頼書 ③返済条件説明書 ④経営改善計画書 ⑤金利説明書		
取扱期間	平成21年12月15日～平成23年3月31日まで（協会受付分）		

※1 公的金融の利用が一時的な場合、総借入額に占める公的金融の割合が非常に小さい場合など。

※2 ③、⑤の書類は金融機関が作成する書類です。また、①～⑤は制度所定の様式がございます。

現在お取引のある金融機関を通じてお申し込みください。

### 《お問い合わせ先》

#### 〇 条件変更対応保証について

沖縄県信用保証協会 経営支援課 本所 TEL098-863-5300  
中部分室 TEL098-933-6091

#### 〇 現在、当協会利用中のお客様に関する返済条件の変更について

沖縄県信用保証協会 管理第一課 本所 TEL098-863-5303

または、現在お取引している各金融機関にお問い合わせください